

令和 8 年度 只見町職員（社会人経験者／一般事務）採用候補者試験要領

令和 8 年度只見町職員（社会人経験者／一般事務）採用候補者試験を次により行います。

1. 試験職種及び採用予定人員

試 験 職 種	社会人経験者
採用予定人員	1 名 程 度

2. 受験資格（学歴は問いません。）

- ・昭和 4 5 年 4 月 2 日から平成 8 年 4 月 1 日までに生まれた者。
- ・民間企業等における職務経験年数が直近 1 0 年中（平成 2 7 年 7 月 1 日から令和 7 年 6 月 3 0 日まで）の期間において、通算 5 年以上有する者。
※民間企業等における職務経験年数は、会社員、公務員、団体職員、自営業者等として、週あたり 2 0 時間以上勤務した期間とします。（ボランティア活動等は除く。）

ただし、次の各号のいずれかに該当する者は受験できません。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3. 試験の方法

(1) 第 1 次試験

①職務能力試験

論理的に思考する力、文章を正確に理解する力、統計等の資料を分析する力、国内外の社会情勢への理解等を確認するための基礎的な出題（6 0 題）

②職務適応性検査

職務遂行に必要な適性についての検査を行います。

③事務適性検査

基礎的な事務処理作業の能力をみる検査を行います。

(2) 第 2 次試験

第 1 次試験合格者に対して、小論文並びに面接による試験を行います。

4. 資格調査

第 1 次試験合格者について、受験資格があるかどうか、申込書に記載されていることが正しいかどうかについて調査します。

5. 試験の期日、場所及び発表

区 分	期 日	時 間	試 験 場	発 表
第 1 次試験	令和 7 年 9 月 2 1 日（日）	受 付 9：0 0～ 9：3 0 ①職務能力試験 1 0：0 0～1 1：0 0 ②職務適応性検査 1 1：1 5～1 1：3 5 ③事務適性検査 1 1：5 0～1 2：0 0	福島県自治会館 福島市中町 8 番 2 号	令和 7 年 1 0 月下旬に 只見町役場掲示板に合格 者名を掲示するほか合格 者に通知します。
第 2 次試験	第 1 次試験合格者に対し通知します。			

6. 合格者の採用

- (1) 合格者は採用候補者名簿に登載され、成績順に町長が採用する者を決定します。この採用候補者名簿の有効期間は原則として 1 年間です。
- (2) 初任給は、本町の給料表によるが、この他扶養手当、住居手当、通勤手当、超過勤務手当、寒冷地手当、期末手当、勤勉手当などが、それぞれの支給要件に応じて支給されます。

7. 受験手続き及び受付期間

(1) 申込用紙の請求

申込用紙は、役場総務企画課及び朝日・明和公民館で交付します。

郵便により申込用紙を請求する場合は、封筒の表に赤で「社会人経験者試験（一般事務）申込用紙請求」と書いて、1 4 0 円切手を貼った自分宛の返信用封筒（角形 2 号）を必ず同封して下さい。

(2) 申込の方法

1. 申込用紙に必要事項を記入して、役場総務企画課まで提出して下さい。その際110円切手を貼った自分宛の返信用封筒(長形3号)を忘れず添付ください。
2. 申込書を郵送する場合も、同様に自分宛の封筒を同封し、その表に赤で「社会人経験者試験(一般事務)申込」と書いて、必ず簡易書留にて送付ください。

(送付先) 〒968-0421 福島県南会津郡只見町大字只見字雨堤1039番地

只見町役場総務企画課総務係 宛て

3. 受験票を受領したときは、最近6ヵ月以内に撮影した本人の写真(上半身、脱帽、正面向き、縦6cm×横4cm)1枚を写真欄に貼って受験当日に必ず持参してください。
(受験票がない場合、又は受験票に写真が貼っていない場合は、受験できません。)

(3) 受付期間

令和7年7月16日(水)から同8月15日(金)まで(執務時間中に限ります。)

郵便による申込書提出の場合は、同8月13日(水)までの消印のあるものに限り受け付けます。

8. 試験結果の開示

第1次試験の結果については、第1次試験の不合格者に限り、口頭で開示を請求することができます。なお、電話、はがき等による請求では開示できません。受験者本人であることを明らかにする書類(運転免許証、学生証、旅券等)を持参のうえ、受験者本人が直接おいでください。

9. その他

- (1) 受験の際は、「HB」の鉛筆と消しゴムを持参してください。それ以外の筆記用具は使用できません。
- (2) 受付時間は厳守のこと。
- (3) 試験会場には駐車場がないので、自家用車の使用は遠慮願います。
- (4) この試験に関し不明な点は、役場総務企画課に問い合わせてください。

役場総務企画課 ☎0241(82)5210(ただし、執務時間中に限る。)

郵便で問い合わせる場合は、110円切手を貼った自分宛の返信用封筒(長形3号)を必ず同封してください。

- (5) インターネットによるメール等での問い合わせについては、対応いたしませんので、ご了承ください。